### 主任技術者について

#### 1 主任技術者の専任制の緩和について

次に該当し、かつ、適正な施工が確保されると認められる場合は、主任技術者の兼任を認めます。

かつ

工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事 又は ないれたに関係する。サイス工事

施工にあたり相互に調整を要する工事

工事現場の相互の間隔が10km程度 の近接した場所にある場合

築

## ただし、次の工事は、兼務を認めません。

- 新工法を採用した工事
- ・ 施工条件が厳しい工事
- ・ 第三者に対する影響が大きい工事
- ・ トンネル・橋梁などの重要構造物工事
- ・ 監理技術者の配置を要すると見込まれる工事

(下請金額の合計が4.000万円(建築一式は6.000万円)以上)

## 2 主任技術者の兼務に関する手続きについて

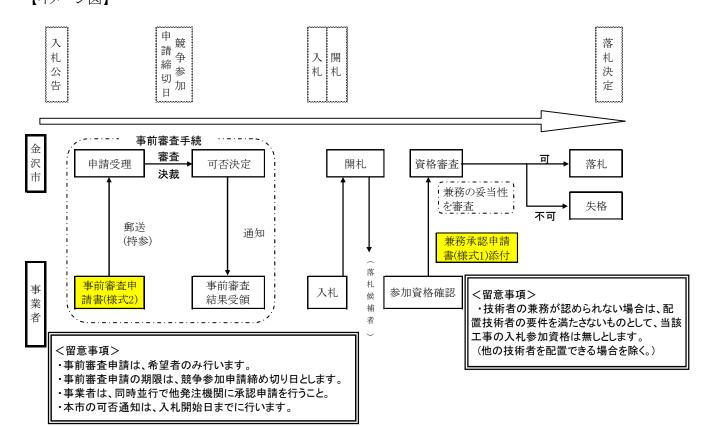
- (1) 次の場合には兼務承認申請書(様式1)により、他発注機関の承認を受ける必要があります。
  - ◎ 現在、施工中の他発注機関工事に**専任で配置**している主任技術者を本市発注工事の 主任技術者(専任・非専任を問わない。)として配置しようとする場合

注)なお、他発注機関の中には金沢市企業局及び金沢市立病院を含みます。

(2) 入札前の事前審査について

希望の方は、事前審査申請書(様式2)により、入札前に兼務の可否について審査を受けることができます。(申請は、競争参加申請書の提出締め切り日までとします。)

## 【イメージ図】



# 現場代理人について

## 3 現場代理人の常駐義務の緩和について

次に該当し、かつ、工事の取締り及び権限の行使に支障がなく、発注者との連絡体制が確保されると認 められる場合は、現場代理人の兼任を認めます。

契約額が 3,500 万円(建築一 式工事については 7,000 万円) かつ 未満の工事であること

工事現場の把握を常にでき る状態であり、速やかに工事 現場に戻ることができること

かつ

発注者又は監督員と常 に携帯電話等で連絡が取 れる体制であること

#### 4 現場代理人の兼務について

3により常駐を要しないと認められた現場代理人は、次の範囲で他の工事の現場代理人を兼務することが できます。

- ◎ 兼務する工事の件数 … 概ね2、3件程度
- ◎ 兼務する工事の距離 … 工事現場間の移動時間が、概ね30分以内であること
- ◎ 兼務する工事の契約額… ・ 契約額が3,500万円(建築一式工事については7,000万円) 以上の他の工事現場の主任(監理)技術者でないこと 【他の工事の専任技術者でないこと】
  - 現場代理人の兼務する工事の契約額の合計が、概ね 7.000 万円未満であること

#### 5 現場代理人の兼務確認申請について

現在、施工中の工事(発注機関を問わない。)に配置している現場代理人を他の工事にも現場代 理人として配置しようとする場合は、兼務確認申請書(様式3)によりその確認を受ける必要があり ます。

# 主任技術者と現場代理人を兼務した場合について

#### 6 同一の請負契約での兼務について【従前の通り】

同一の請負契約での現場代理人と主任技術者は相互に兼務することができます。 (金沢市工事請負契約約款第10条第5項)

#### 7 主任技術者の兼務が認められた場合について

当面の間、同一の請負契約で現場代理人と主任技術者を兼務している場合、当該主任技術者 が他の工事の主任技術者との兼務を承認された場合は、当該現場代理人についても3、4に関 わらず当該承認の範囲で兼務することができます。

### 主任技術者等の専任制(常駐義務)緩和の条件明示について

#### 8 主任技術者の兼務及び現場代理人の常駐義務緩和に関する条件の明示について

主任技術者の兼務等が認められる工事であるか否かについては、工事毎の特記仕様書におい て条件を明示します。

※ 既に公告済みの案件についても適用されます。